

半田職業安定協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、半田職業安定協会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を愛知県半田市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、職業安定機関と密接な連絡を保つとともに、会員相互の連絡を密にし、職業安定行政関係諸法令の普及徹底を図り、その円滑な運営に協力し、もって産業の興隆に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 職業安定行政諸法令の普及徹底
- 2 職業安定行政の円滑な運営に対する協力
- 3 労務ならびに経営の諸問題についての研究および意見の交換
- 4 職業安定行政関係諸法規、労働問題等に関する講演会、講習会、説明会の開催
- 5 会員の相互に共通な利益の向上を目的とする各種事業
- 6 従業員の福利厚生、文化向上を目的とする各種事業
- 7 職業安定行政機関に対する建議または意見具申
- 8 機関紙、その他印刷物の刊行
- 9 その他、本会の目的達成のために必要と認める事項

(会 員)

第5条 会員は、原則、半田公共職業安定所の管轄する地域内に所在する工場、事業所等で、本会の目的に賛同して入会したものとする。

第2章 役 職 員

(役員の種類および員数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	6名以内
専務理事	1名
理 事	30名以内（会長、副会長および専務理事を含む）
監 事	3名以内

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理し、各会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会長の命を受けて常務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

5 監事は、本会の業務および経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選任)

第8条 理事および監事は、総会において会員の代表者（代表者指名の役職員を含む）のうちから選任する。ただし、理事のうち2名までは、会員外から選任することができる。

2 会長、副会長および専務理事は、理事の互選により、これを選任する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 役員が本会の名誉をき損し、または本会の目的に反するような行為があったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(職員)

第12条 本会に次の職員を置く。

事務局長 1名

職員 若干名

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、会長、副会長および専務理事の命を受けて、会務を処理する。

第3章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会および理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、通常総会および臨時総会とし、第5条の会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めたとき、または会員の4分の1以上、もしくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

4 総会は、出席会員をもって成立する。

(会議の付議事項)

第15条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の事業計画および予算の決定ならびに変更
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 役員の任免
- (4) 会則の変更
- (5) 会の解散
- (6) その他、特に重要な事項

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第17条 理事会は、第6条に定める会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき、随時に開催する。

2 理事会は、出席理事をもって成立する。

(理事会の付議事項)

第18条 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決により委任された事項
- (3) 事業の執行に関する事項
- (4) 部会についての必要な事項
- (5) 支部についての必要な事項
- (6) 顧問の委嘱に関する事項
- (7) 職員についての必要な事項
- (8) その他、必要と認める事項

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 部 会

(部 会)

第19条 本会は、事業を遂行するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置およびその所管事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(部会の役員)

第20条 各部会に、それぞれ次の役員を置く。

部会長 1名
副部会長 若干名

2 部会長は、理事のうちから、副部会長は、理事または会員のうちから、会長が委嘱する。

(部会役員の職務)

第21条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会の決議)

第22条 部会の決議は、理事会の承認を得なければ、本会の決議とはならない。

第5章 支部組織

(支部および班)

第23条 本会は、会員相互の連絡を密にするため、次のとおり支部および班を設ける。

ただし、事情やむを得ない企業集団については、業種別に班を設けることができる。

- (1) 東浦支部(東浦町) 北部班、藤江班
- (2) 半田支部(半田市、阿久比町) 阿久比班、亀崎班、乙川班、半田班、成岩班
- (3) 南支部(武豊町、美浜町、南知多町) 武豊班、河和班、野間班、師崎班、
豊浜班、内海班
- (4) 常滑支部(常滑市) 西浦班、常滑班、鬼崎班、大野班
- (5) 知多支部(知多市) 知多岡田班、八幡班、臨海班、旭班
- (6) 東海支部(東海市) 横須賀班、加木屋班、上野班

(支部役員)

第24条 支部に、次の役員を置く。

支部長 1名
副支部長 若干名
班長 各班1名

2 支部長は、その支部に所属する会員のうちから、会長が委嘱する。

3 副支部長は、班長の互選により選任する。

ただし、事情によって班長でない会員から選任することができる。

4 班長は、班ごとに、会員のうちから選出する。

(支部運営)

第25条 支部の運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(経 費)

第26条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第27条 会費は、第31条に定める会計年度の年額とし、その額は、事業所の規模に応じて、別表のとおり定める。

(事業の規模)

第28条 事業場の規模は、事業所ごとの毎年4月1日現在の労働者数による。

(納入期限)

第29条 会費の納入期限は、その年度の6月30日までとする。

(中途入会)

第30条 年度の中途に入会したときの会費は、次のとおりとする。

- (1) 9月30日までに入会したとき、会費の年額
- (2) 10月1日以後に入会したとき、会費年額の2分の1

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第32条 会計に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

(執行規定)

第33条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(施 行)

第34条 この会則は、昭和49年4月1日より施行する。
この会則は、平成6年5月27日より施行する。

別 表

会 費 額 表 (年額)

級 別	労 働 者 数	会 費	備 考
1	1 ～ 4人	3, 6 0 0 円	個人事業を含む
2	5 ～ 9	4, 4 0 0	
3	1 0 ～ 1 9	6, 0 0 0	
4	2 0 ～ 2 9	8, 0 0 0	
5	3 0 ～ 4 9	1 0, 5 0 0	
6	5 0 ～ 9 9	1 6, 0 0 0	
7	1 0 0 ～ 1 9 9	2 1, 0 0 0	
8	2 0 0 ～ 2 9 9	2 6, 0 0 0	
9	3 0 0 ～ 4 9 9	3 3, 0 0 0	
1 0	5 0 0 ～ 6 9 9	4 1, 0 0 0	
1 1	7 0 0 ～ 9 9 9	5 0, 0 0 0	
1 2	1, 0 0 0 ～ 1, 9 9 9	6 0, 0 0 0	
1 3	2, 0 0 0 ～ 4, 9 9 9	8 0, 0 0 0	
特	5, 0 0 0人以上	1 0 0, 0 0 0	